

後見センターレポート vol.25 (令和3年3月)



後見事務を行うに当たっての留意点 Part.2

前号 (vol.24) では、裁判所への連絡や裁判所に提出する書類についての留意点を中心に紹介しました。本号では、後見事務を行う際に必要な報告や手続を中心に紹介します。保佐人・補助人も、基本的には同様です。

1 本人が親族に贈与等をする場合は、予め裁判所に報告する

本人が第三者（親族、成年後見人も含む）に対して、金銭を贈与したり、不動産や金銭を貸したり、保証人になるようなことは原則として認められませんが、どうしても必要と考える場合は、予め裁判所に報告してください。

2 成年後見人が本人と遺産分割をするときは、特別代理人等の選任申立てをする

本人と成年後見人が相続人になっている遺産分割をする場合など、本人と成年後見人の利益が相反するときは、成年後見人が本人を代表することができないので、特別代理人（保佐・補助の場合は臨時保佐人・臨時補助人）の選任申立てをしてください。

法定相続分のおりに分割する場合のように、一見すると本人に不利益がないように見えるときでも、本当に本人の利益が損なわれていないか確認する必要があるため、この申立てが必要です。ただし、監督人がいる場合は不要です。

3 本人が亡くなったときは、速やかに裁判所に報告し、必要な手続をする

(すぐにやるべきこと)

- 裁判所に、死亡診断書（又は除籍謄本）のコピーと連絡票を提出する（2週間以内）
死亡診断書等をすぐに提出できない場合は、まず連絡票を提出してください。
- 法務局に、後見終了登記の申請をする
- 火葬やその費用の払戻しをする場合は、裁判所の許可を得て行う
保佐・補助の場合は許可不要です。
親族が葬儀を主宰する場合は許可不要です（その場合、葬儀費用は喪主の負担となりますので、その後に精算する場合は相続人で協議して決めてください。）。

(その次にやるべきこと)

- 後見事務費用を精算するなどして、引き継ぐ相続財産を確定する（2か月以内）
- 相続人に相続財産を引き継いで引継書を受領し、裁判所に提出する（6か月以内）
成年後見人が相続人の場合は不要です。
引継ぎが難しい場合は、その旨を裁判所に報告してください。

4 その他

その他、後見事務について疑問があるときは、まずはハンドブック（Q&A付き）を参照してください。他の成年後見人や監督人がいる場合は、そちらにご相談ください。

この他、成年後見制度については、居住する自治体の成年後見制度推進機関（推進機関がない自治体では、福祉サービス利用相談窓口）にご相談ください。